

徳島県情報公開審査会答申第110号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成22年3月23日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H22年に、〇〇〇〇土地改良区総代会・理事会議に出席した資料及び報告書」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成22年3月31日、実施機関は、本件請求に係る公文書の件名を「H22に〇〇〇〇土地改良区総代会・理事会議に出席した資料及び報告書」とし、「個人情報、法人等の内部管理に属する情報であって、当該法人の意思に関わりなく公開することが当該法人の自立性への不当な侵害となる恐れがある情報であるため、徳島県情報公開条例第8条第1号及び第2号に該当する」ことを理由に、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成22年4月22日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成22年7月7日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分はあきらかに違法であり速やかな開示を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

2 本件処分の非公開部分について

(1) 「復命・報告書」本文について

ア 「個人の氏名」(〇〇県〇〇局<〇〇>職員及び土地改良区理事長名を除く。)の部分

イ 「承認状況」及び「質疑状況」の部分

(2) 上記「(1)」に係る添付書類

ア 「通常総代会議案書(案)」について

(ア) 「個人の氏名」の部分

(イ) 「議案書の詳細」の部分

イ 「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業(〇〇・〇〇2期地区)関連(別冊)」について
全部

ウ 「別紙資料」について
全部

3 本件処分の理由等について

(1) 本件処分の根拠条文

本件処分は条例第8条第1号及び第2号に該当するため部分公開としたものである。

(2) 本件処分の理由

ア 条例第8条第1号該当性

本件処分により非公開とされた部分のうち、「個人の氏名」(〇〇県〇〇局<〇〇>職員3名及び土地改良区理事長名を除く。)については、土地改良区の業務執行権限がない事務局職員であり、当該情報に含まれる氏名を公開することにより、特定の個人が識別できる情報であることは明らかであるので、条例第8条第1号に該当すると判断し非公開とした。

イ 条例第8条第2号該当性

(ア) 本件処分により非公開とされた部分のうち、理事会及び総代会の復命書についての「承認状況」及び「質疑状況」については、両会とも一般的に非公開の前提の元に当該法人の理事及び総代が自らの意見を出し合い、当該法人の今後の方針について合意形成を図る過程の情報であるばかりでなく、理事会及び総代会のような土地改良区の内部の意思決定についての内容が、当該土地改良区の意思に関わりなく一般に公開された場合、外部からの圧力や干渉等により土地改良区の自律性が損なわれることとなるので条例第8条第2号に該当すると判断し非公開とした。

(イ) 本件処分により非公開とされた部分のうち、平成22年3月2日の復命・報告書に記載のある「別紙資料」については、土地改良区総代会における議案のうち第〇〇号議案「平成22年度〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業特別賦課金及び徴収方法(案)議決の件」に関わる補足説明資料であり、土地改良区内部の特別

賦課金及び徴収方法決定に必要な資料であるとともに土地改良区の内部管理に属する情報であるため、当該土地改良区的意思に関わりなく公開することにより、当該土地改良区の自律性への不当な侵害となるおそれがあるため、条例第8条第2号に該当するものと判断し非公開とした。

(ウ) その他の非公開部分については、土地改良区の内部情報ということで、非公開とした。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件異議申立てについて

(1) 実施機関

実施機関に対し、当審査会での口頭による処分理由説明において、本件異議申立てについて、確認したところ、次のとおりであった。

ア 平成22年5月、異議申立人に、本件異議申立ての内容は、平成22年3月2日の復命・報告書に記載のある「別紙資料」の公開を求めるという旨、確認した。

イ 同年6月、異議申立人あて通知を行う「審査会諮問通知書」の「不服申立ての内容」欄において、「平成22年3月2日の復命・報告書に記載のある『別紙資料』の全部の公開を求めると記載する旨、異議申立人に口頭確認したところ、「それでいい。」との返事があった。

ウ よって、本件異議申立ての内容は、平成22年3月2日の復命・報告書に記載のある「別紙資料」の全部の公開を求めるとのものである。なお、当該「審査会諮問通知書」発送後、異議申立人から問い合わせはない。

エ 同年8月、異議申立人は、〇〇県〇〇局〇〇庁舎に来庁し、「別紙資料」と同じ償還表を持ってきて、「これはこれとして、私は県から貰いたい。」との発言を行った。

(2) 異議申立人

異議申立人に対し、当審査会での口頭による意見陳述において、本件異議申立てについて、本件異議申立て後、異議申立人と実施機関との間で、異議申立ての範囲を、「審査会諮問通知書」にある「別紙資料」（償還表）と特定した旨について、その確認を行ったところ、異議申立人から、「そうです。一枚だけです。」との発言があった。

(3) 本件異議申立てについて

以上のことから、当審査会は、本件異議申立ての申立部分は、本件対象公文書のうち、上記「第4，1」に記載のある「別紙資料」（以下「本件償還表」という。）であるものとし、以下、本件償還表について、非公開の該当性について、その検証を行うこととする。

2 本件償還表について

(1) 条例第8条第2号について

本号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と定めている。

ここにいう「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。さらに、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。公にすることにより、「正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断に当たり、その権利利益を害するおそれがあると認められるものの例として、①生産技術上、販売上又は営業上のノウハウに関する情報など一般に競争の分野としてとらえられる情報で、公開することにより事業者の事業活動が害されるおそれのあるもの、②経営方針、財務管理、労務管理など一般に内部管理の分野としてとらえられる情報で、当該事業者の意思にかかわらず公開することにより、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれのあるものなどが考えられる。

なお、「おそれ」の有無の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断しなければならない。

(2) 条例第8条第2号の該当性について

実施機関は、上記「第4, 3, (2), イ, (イ)」のとおり、「土地改良区総代会における議案のうち第〇〇号議案「平成22年度〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業特別賦課金及び徴収方法（案）議決の件」に関わる補足説明資料であり、土地改良区内部の特別賦課金及び徴収方法決定に必要な資料であるとともに土地改良区の内部管理に属する情報であるため、当該土地改良区の意思に関わりなく公開することにより、当該土地改良区の自律性への不当な侵害となるおそれがあるため、条例第8条第2号に該当するものと判断し非公開とした。」と説明している。

一方、償還表を取得し、土地改良法において組合員等の書簿閲覧の規定はあるものの、異議申立人は、上記「第3, 2, (6)」のとおり、「県は、税金で公共事業を行っているものである。償還表は、改良区から貰っていない、県からも貰っていないが、不特定多数者への開示、公平さから、県から貰うのが筋ではないかということである。」と主張している。

土地改良事業を行うに際して、場合により、土地改良区は当該事業に係る地元負担金について金融機関から借入れを行い、賦課金等を徴して返済を行うことがある。

この際、償還表が作成され、償還表には、金融機関へ返済していく借入額、償還

期間、償還金額等一般に内部管理の分野として捉えられる財務管理に関する情報が記載されているものである。

本件償還表について、当審査会においてインカメラにて見分したところ、実施機関の説明のとおり、本件償還表は、明らかに当該土地改良区における一般に内部管理の分野として捉えられる情報であって、当該土地改良区的意思にかかわらず公開することは、まさに、当該土地改良区の自律性への不当な侵害となるおそれのあるものと認められることから、条例第8条第2号にいう「正当な利益を害するおそれのあるもの」と判断するものである。

以上のことから、当審査会は、本件償還表は、当該土地改良区の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該土地改良区の正当な利益を害するおそれがあることから、非公開情報である「法人等に関する情報」を規定した条例第8条第2号本文に該当し、同号ただし書には該当しないものと判断するものである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成22年 7月 7日	諮問
8月 5日	実施機関からの理由説明書を受理
10月14日	審議（第82回審査会）
11月22日	実施機関からの口頭理由説明，審議 （第83回審査会）
12月16日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議 （第84回審査会）

平成23年 1月27日	審議（第85回審査会）
2月28日	審議（第86回審査会）